

## 特別養護老人ホーム 第2有隣ホーム 施設利用料（令和6年4月～）

(1) 介護報酬 ※現役並み所得者の方の利用料金は、利用者負担が3割となります。

### ① 施設利用基本料 (単位:円)

要介護度	単位数	利用料(日額)			利用料(月額) ※30日で計算		
		介護報酬	利用者負担		介護報酬	利用者負担	
			1割負担	2割負担		1割負担	2割負担
要介護1	589	6,420	642	1,284	192,603	19,261	38,521
要介護2	659	7,183	719	1,437	215,493	21,550	43,099
要介護3	732	7,978	798	1,596	239,364	23,937	47,873
要介護4	802	8,741	875	1,749	262,254	26,226	52,451
要介護5	871	9,493	950	1,899	284,817	28,482	56,964

### ② 施設利用基本料に加算されるもの (単位:円)

加算項目	単位数	利用料(日額)			利用料(月額) ※30日で計算		
		介護報酬	利用者負担		介護報酬	利用者負担	
			1割負担	2割負担		1割負担	2割負担
日常生活継続支援加算	36	392	40	79	11,772	1,178	2,355
看護体制加算Ⅰ	4	43	5	9	1,308	131	262
看護体制加算Ⅱ	8	87	9	18	2,616	262	524
精神科医師定期的療養指導	5	54	6	11	1,635	164	327
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13	141	15	29	4,251	426	851
栄養マネジメント強化加算	11	119	12	24	3,597	360	720
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3				32	4	7
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13				141	15	29
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40				436	44	88
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50				545	55	109
協力医療機関連携加算	100				1090	109	218
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100				1090	109	218
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10				109	11	22

※褥瘡マネジメント加算については利用者状況によりどちらかの算定となります。

※※科学的推進体制加算については状況によりⅠ/Ⅱどちらかの算定となります。

※※※協力医療機関連携加算については2025年4月以降50単位となります。

### ③ 利用状況に応じて加算されるもの (単位:円)

加算項目	単位	単位数	利用料		
			介護報酬	利用者負担	
				1割負担	2割負担
療養食加算	回	6	65	7	13
安全対策体制加算	回	20	218	22	44
初期加算(入所後30日間)	日	30	327	33	66
外泊時加算(外泊時および入院時6日間)	日	246	2,681	269	537
看取り介護加算(死亡日45日前～31日前)	日	72	784	79	157
看取り介護加算(死亡日30日前～4日前)	日	144	1,569	157	314
看取り介護加算(死亡日前々日～前日)	日	780	8,502	851	1,701
看取り介護加算(死亡日当日)	日	1,580	17,222	1,723	3,445
配置医師緊急時対応加算 (下記以外の勤務時間外) (早朝・夜間の場合) (深夜の場合)	回	325	3,542	355	709
		650	7,085	709	1,417
		1,300	14,170	1,417	2,834
個別機能訓練加算Ⅰ	日	12	130	13	26
個別機能訓練加算Ⅱ	月	20	218	22	44
個別機能訓練加算Ⅲ	月	20	218	22	44

口腔衛生管理加算Ⅰ	月	90	981	99	197
口腔衛生管理加算Ⅱ	月	110	1199	120	240
再入所時栄養連携加算	回	200	2,180	218	436
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	月	10	109	11	22
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	月	5	54	6	11
新興感染症等施設療養費	日	240	2,616	262	524
退所時情報提供加算	回	250	2,725	273	545
退所時栄養情報連携加算	回	70	763	77	153

※口腔衛生管理加算については厚労省への情報提出状況によりⅠ/Ⅱどちらかの算定となります。

#### ④ その他の加算

##### 【2024年5月まで】

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬利用者負担合計の8.3%相当額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護報酬利用者負担合計の2.7%相当額
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬利用者負担合計の1.6%相当額

##### 【2024年6月以降】

介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬利用者負担の14.0%相当額
-------------	--------------------

※小数点端数計算処理上、月額利用料は実際のご請求額と異なる場合がございます。

#### (2) 食費

\*実際の食数に応じた費用となります。

一日1,902円(第4段階対象)月額57,060円(※30日計算)

◎負担限度額認定を受けている場合は利用者負担段階に応じた金額となります。(単位:円)

	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
対象	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額(年金に係る雑所得金額を除く)の合計が年間80万円超120万円以下の方	住民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額(年金に係る雑所得金額を除く)の合計が年間120万円超の方
利用者負担(日額)	300	390	650	1,360
利用者負担(月額)	9,000	11,700	19,500	40,800

#### (3) 居住費

第2有隣ホームの居住費(多床室) 一日1,220円(第4段階対象)月額\*36,600円

◎負担限度額認定を受けている場合は利用者負担段階に応じた金額となります。(単位:円)

	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
利用者負担(日額)	0 (0)	370 (430)	370 (430)	370 (430)
利用者負担(月額)	0	11,100 (12,900)	11,100 (12,900)	11,100 (12,900)

#### (4) その他の料金

ア. 日常生活費 実費

イ. 理美容費 実費

ウ. 行事参加費 実費

エ. その他 上記の他、個人的に使用又は利用するものの実費